

# 未来投資会議 構造改革徹底推進会合

## 「4次産業革命」会合（PPP／PFI）（第3回）

---

### （開催要領）

1. 開催日時：平成30年2月27日（火） 10：00～12：00
2. 場 所：中央合同庁舎第4号館11階第1特別会議室
3. 出席者：  
越智 隆雄 内閣府副大臣  
  
竹中 平蔵 東洋大学教授・慶応大学名誉教授

### （議事次第）

1. 開会
2. 第一部 PPP／PFIの活用促進について
3. 第二部 ソーシャル・インパクト・ボンドについて
4. 閉会

### （配布資料）

- 資料1-1 : 内閣府（民間資金等活用事業推進室）提出資料
  - 資料1-2 : 文部科学省提出資料
  - 資料1-3 : 厚生労働省提出資料①
  - 資料1-4 : 経済産業省提出資料①
  - 資料1-5 : 国土交通省提出資料
  - 資料1-6 : 農林水産省提出資料
  - 資料1-7 : 総務省提出資料
  - 資料1-8 : 株式会社東京証券取引所提出資料
  - 参考資料1-1 : 事務局提出資料①
  - 参考資料1-2 : 事務局提出資料②
  - 参考資料1-3 : 内閣府（民間資金等活用事業推進室）提出資料
  - 資料2-1 : 神戸市提出資料
  - 資料2-2 : 厚生労働省提出資料②
  - 資料2-3 : 法務省提出資料
  - 資料2-4 : 経済産業省提出資料②
  - 資料2-5 : 一般財団法人社会的投資推進財団提出資料
  - 参考資料2 : 事務局提出資料③
-

(議事要旨)

○宇野日本経済再生総合事務局次長

おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより「未来投資会議構造改革徹底推進会合『第4次産業革命』会合（PPP/PFI）」の第3回目を開会いたします。

本日は御多忙の中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

本日は越智副大臣に御出席いただいております。初めに越智副大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○越智副大臣

皆様、おはようございます。

御多用の中、こうしてお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日はPPP/PFI分野の構造改革徹底推進会合の第3回目となります。今日は二部構成となっております。第一部では「未来投資戦略2017」の施策を中心に、現在の進捗状況を確認するとともに、前回の会合までに竹中会長から御指摘があった事項について、各府省から御説明をいただくこととなっております。

また、第二部では、民間の活力や資金を活用して、社会的課題の解決を図るソーシャル・インパクト・ボンドにつきまして、これまでの我が国での取り組みを関係者の方々から御説明いただくこととなっております。

御出席の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を聞かせていただき、有意義な議論が行えますよう、御協力をお願い申し上げて、冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○宇野日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

それでは、第一部「PPP/PFIの活用促進について」の議論を始めさせていただきます。

時間も限られておりますので、失礼ながら御出席者の御紹介は、お手元にお配りさせていただいている座席表で替えさせていただきます。

席上には、座席表、議事次第、資料1から資料8まで、参考資料1-1及び参考資料1-2を配付しておりますので、御確認ください。

ここからは竹中会長に一言いただいた上で、御進行をお願いいたします。

それでは、竹中会長、よろしくお願ひします。

○竹中会長

ありがとうございます。本日もよろしくお願ひいたします。

本日は、今、副大臣からお話がありましたけれども、「未来投資戦略2017」で定めましたPPP/PFI関連の取り組みについてのフォローアップ、これが第1点です。それと、

次期成長戦略策定に向けた会合の今後の進め方について、議論を行っていききたいと思えます。

それでは、関係府省からの取り組み状況の御説明を、まずお願いしたいと思います。最初は内閣府PFI推進室からお願い申し上げます。

○石崎内閣府大臣官房審議官

内閣府でございます。

資料1-1に基づきまして、説明させていただきます。

1 ページ目、PFI法の改正に関してでございます。この内容で2月9日閣議決定をして、現在国会に提出させていただいております。

法案の概要といたしましては、1番目は内閣府等の国の支援機能の強化、2番目は指定管理者とコンセッション事業者が運営を兼ねる場合における地方自治法の特例、3番目は水道事業、下水道事業に係る地方債の繰上償還に係る補償金の免除の規定でございます。

2 ページ目、未来投資戦略のガイドライン、国内外説明会の進捗状況でございます。ガイドラインに関しましては、改正案文を作成いたしまして、現在、関係各省と最終調整中という状況でございます。また、国内外の説明会につきましても、前回の御説明以降、国内のセミナーなどへの登壇、また、国外では韓国のアジアPPP実務者ネットワーク会議への参加など、進めてございます。また、関係省庁の取組とも連携をさせていただいているところでございます。

3 ページ目、前回の議論にございましたが、12月8日に新しい経済政策パッケージの中で、事業診断を行うモデル事業を実施するということが位置付けられてございます。それに基づきまして、内閣府、国交省、厚労省で連携いたしまして、補正予算に必要な予算の計上をしております。

また、これを推進するために、2月16日、この3省で関心のある地方公共団体、民間事業者に対する説明会を実施いたしました。また、この3省で連携してこれから進めていくということで「上下水道モデル事業促進協議会」、これは基本的に3省で行っていますが、協議会を設置して、先ほどの説明会などを実施している状況でございます。

4 ページ目、前回の説明の際に、地方公共団体から自分のところのノウハウを蓄積するために、引き続き職員を派遣する方法についてということの御指摘がございました。それについての整理のペーパーでございます。まず、地方公共団体のニーズによる場合におきましては、地方公務員法第39条に基づいた研修という制度がございますので、これで地方公共団体がどの範囲でまさしくノウハウを得るために必要なかというのを、自分のところでそれぞれの方針を定め、幅広く実施することが可能という制度になってございます。

これに対して、民間事業者のニーズによる場合は一定の限定がございましたので、従

前は下の※印にありますように公益法人等へ派遣する方法に基づきましたが、これによらない場合が必要ということで、PFI法を3年前に改正いたしまして、一定の派遣制度を設けました。ただ、これは民間事業者ニーズということで、一定の期間の制限を置きながらということになってございます。

今回課題になりましたのは地方公共団体の自分のところのノウハウ蓄積のためのニーズということでございましたので、意見をいただきました地方公共団体に、この研修制度で可能ではないのだろうかという確認をさせていただきましたら、可能という返答をいただいております。

5 ページ目、関係府省庁でPPP/PFIの推進体制はどのようなものなのかということについて調査をという御指摘を前回いただきました。この内閣府、文部科学省、厚労省、国交省、観光庁、ここにアンケートをとらせていただいております。

その結果でございますが、2 番目、各省庁の合計でございます。合計の欄にありますように、全部で110人の方が関わってございまして、そのうちPPP/PFI業務への専従職員は44人となっております。専従職員の内訳でございますが、国家公務員出身、地方公務員出身が23人、民間事業者の出身が9人と12人ということで21人という、何となく半々ぐらいの感じで専従職員がいるという状況でございます。

3 番目、この推進業務の従事期間でございますが、「1～2年未満」という方が比較的多い状況になってございます。民間の方も含め、比較的多いと聞いてございます。また、各分野の業務への従事期間、これはPPP/PFIに限らず、それぞれの業務の従事期間でございますが、「11～20年」「21年以上」といった比較的長い期間の方もかなり多い状況になってございます。

6 ページ目、今度はそれぞれのノウハウの蓄積等に関してでございます。参考資料の作成・周知をやっているかというものについては、各府省等もガイドライン、手引等の参考資料を作成しているというものでございました。

また、蓄積のための主な取組といたしましては、それぞれの相談内容その他を電子ファイルにして保存して、室内で共有する等のノウハウの蓄積を行っている。また、利益相反の防止のための主な取組は、eラーニング等もございまして、官民人事交流自体、人事院の承認を経て採用ということで、一定の利益相反関係が生じないということを整理しているというものでございました。

最後になりますが、7 ページ目、オーストラリアのアセット・リサイクルについて調査をという宿題をいただきました。オーストラリアが2014年から2015年において、このアセット・リサイクルの予算をとってございます。これは既存資産を売却し、それを元手に新規インフラを整備する際に、連邦政府から15%の補助を得られるという制度でございました。これによって既存資産を売却して経済投資を活性化させようというものでございました。2014年に始めまして、2016年にプログラムが終了、多少、使い残したという形で終了していると聞いてございます。

支援の実績でございますが、下の4州にあると聞いてございます。一部報道資料も入っておりますけれども、ニューサウスウェールズ州が比較的大きな規模で、送電関係の事業に関しまして大きく売却を行って、約1.2兆円の投資を行ったということ。ヴィクトリア州はメルボルン港、北部準州は保険公社を売却したと聞いてございます。また、首都特別地域、ここは比較的小さい、例えば公営競馬ですとか、こういうものを売却していると聞いてございます。主な投資先として地下鉄、道路が挙げられてございました。内閣府からは以上でございます。

○竹中会長

ありがとうございます。  
文部科学省、お願いいたします。

○山崎文部科学省文教施設企画部技術審議官

文部科学省でございます。  
未来投資戦略の進捗状況を御説明させていただきます。資料1-2をご覧ください。ページが振ってなくて恐縮なのですが、表紙の裏面でございます。文教施設につきましては、平成30年度までに3件のコンセッション事業の具体化を目標とされております。取り組み状況でございますが、今年度は具体的な案件形成のため、3つの自治体に対して具体的な検討の支援を行っております。また、コンセッション導入に向けての実務的な手引を、この3月中に策定することとしております。来年度につきましても、引き続き自治体への支援事業を継続する予定としており、平成30年度予算案に事業費を計上しております。

次のページ、具体的な案件でございます。まず奈良少年刑務所赤れんが建造物につきましては、昨年12月に実施契約を締結しております。今後、運営権者において耐震改修工事等を行い、平成31年10月に史料館を開館する予定となっております。

その下段でございますが、大阪新美術館でございます。本年度、文科省の委託事業に採択し、詳細な導入可能性調査を実施中でございます。現在、コンセッション方式を想定したマーケットサウンディングを実施したところであり、実施方針案の策定に向け、詳細な検討を行っております。想定されるスケジュールとしましては、平成30年度に実施方針案を決定し、平成31年度には事業者公募を行う予定でございます。開館は平成33年度の予定でございます。

次のページ、京都スタジアムにつきましては、現在マーケットサウンディングを実施中でございます。サウンディングで得られた民間事業者の意見を踏まえ、事業スキームを検討することとしております。想定されるスケジュールとしましては、平成30年度に実施方針を決定、平成32年春に開館となっております。

その下段、有明アリーナでございます。2020年の東京オリンピック・パラリンピック

大会では、バレーボールの競技会場などとなる予定の施設でございますが、昨年12月に実施方針を公表しており、コンセッション方式による管理運営を行う予定とされております。今後の予定でございますが、来年の4月に実施契約を締結し、オリンピック・パラリンピック東京大会が終了した後、スポーツ大会や興行イベント等の利用など、コンセッション方式による本格的な運営を実施する予定となっております。

次のページ、平成30年度政府予算案に計上されております、先導的開発事業の概要でございます。

説明は以上です。

○竹中会長

ありがとうございます。

厚生労働省、お願いします。

○吉永厚生労働省大臣官房審議官

厚生労働省でございます。

お手元の資料1-3をご覧ください。

1 ページ目、アクションプランに基づきまして、平成30年度末までに6件のコンセッション事業の具体化を目標としてございますけれども、前回の会合以降、平成29年、昨年12月に浜松市が第2回のマーケットサウンディングを実施しているところでございます。

2 ページ目、水道分野における官民連携推進協議会の開催でございます。今年度4回の開催を予定してございますけれども、前回の会合以降、12月5日に第3回を岡山県で、2月9日に第4回を奈良県で開催したところでございます。参加実績は下段のとおりでございます。

3 ページ目、水道法でございます。昨年の衆議院の解散に伴いまして廃案になってございますが、公明党については、昨日の厚生労働部会です承を得まして、本日の政調全体会議・部会長会議合同会議にご報告させていただき、また、自民党は手続省略となっております。通常国会に再提出を行うこととしてございます。

なお、厚生労働省といたしましては、参議院先議を希望していたところでございますが、調整の中で参議院先議にはなりませんでしたが、いずれにいたしましても、官房と一丸となりまして、今国会での成立を図っていきたいと考えているところでございます。

4 ページ目、新たなモデル事業の関係でございます。これは先般、竹中会長に御指示いただいたものでございます。内閣府からの御説明のとおりでございますが、厚生労働省におきましても、29年度補正予算におきまして、水道の事業診断によります経営効率化推進事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○竹中会長

ありがとうございます。

経済産業省、お願いします。

○小澤資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官

経済産業省でございます。

資料1－4をご覧ください。経済産業省では、公営発電施設、それから、工業用水道事業の2つにつきましての検討状況を御説明いたします。

1ページ目、まず、公営発電施設についてでございます。今年度のアクションプランでは、公営発電施設について、重点分野の指定と数値目標の設定について結論を得ることになってございます。

これを踏まえまして、課題の調査・分析を行いまして、まず、事業者のヒアリング等を行い、PFI事業の導入に係る課題を分析いたしました。その結果、コンセッション方式を活用したPFI事業は解決策の一つとして有効という結論に至ってございます。例えば発電施設の大規模改修を行う場合、あるいは、契約関係の見直しを大手電力と行って、競争的な手法を導入したいといった場合には有効ということでございます。

一部、地元の自治体からは、長年の利害関係者との円滑な関係の構築、この辺が難しいのではないかとといった懸念が提起されているケースもございますけれども、こういったものも払拭して、自治体の検討、移行をぜひ支援したいということで、来年度から具体的なF/S調査に関する補助事業を計上いたしまして、取り組みたいと思っております。

その上で、今後の目標設定ということで、まず公営発電施設のうち9割以上を占めます水力発電施設を重点分野にさせていただきたいと思っております。その上で、数値目標につきましては、3年間の集中取り組み期間を設けまして、3発電施設の案件形成を目指すということで進めたいと考えてございます。

○飯田経済産業省地域経済産業グループ長

続いて、工業用水道関係でございます。1枚おめくりいただいて、資料がございませけれども、工業用水道の29年度は5自治体を対象に具体的な案件形成を図るための導入可能性等調査を実施しているところでございます。先般の会合におきまして、一番上に書いてございますけれども、本年度中に指定するか、来年度末まで議論して指定するか、考えを説明するようという御指示をいただいております。

その次のページでございませけれども、まず、工業用水道について、コンセッション方式の導入を具体的に進めておりますのは、現時点では宮城県のみでございます。それ以外の自治体はない状況でございまして、今年度のいろいろな調査の中でも、自治体や

民間企業の知識やノウハウが乏しいことに起因して課題が多いという御指摘はいただいています。

こうした中で、導入を加速度的に短期間で進めるために、私どもとしましては、今年度中に重点分野化していただいて、来年度、1.2億円予算を確保しておりますけれども、3年間、平成30年度から32年度を集中取り組み期間として、3つの案件の形成を目指すということで進めさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○竹中会長

ありがとうございます。

国土交通省、お願いいたします。

○久保田国土交通省航空局航空ネットワーク部長

国土交通省でございます。

資料1-5をご覧ください。まず、航空局から御説明をさせていただきます。

1ページ目、今までのものを、新しいところにアンダーラインをしておりますので、それを中心に御説明をさせていただきます。

空港の国内線の保安区域内への一般客の入場につきましては、今、規定改正案の検討をしております。一步踏み込んで進めておるところでございます。

下の部分でございます。北海道における7空港のコンセッションにつきましては、今月4日管理者間で実施方針の策定に向けた基本的な事項につきまして合意をして、その旨発表しておるところでございます。来月末の実施方針の公表に向けて、今、作業中でございます。

イコールフットィングの確保につきましては、関係府省と調整を行いまして、次の成長戦略の策定前には、各自治体に周知文書を発出する手続を、今、とっているところでございます。

2ページ目、空港コンセッション、中ほどでございますが、熊本空港につきましては、今年1月、実施方針を公表しております。32年度からの運営開始というスケジュールで手続を進めていきたいと考えております。

また、その下のところのアンダーラインですが、関係府省と議論しまして、国管理空港のコンセッションにおけるこれまでの対応、募集から選定に至る手続、これにつきまして、外部有識者による検証を行っていただき、その検証結果を今後の案件に反映していきたいと考えてございます。

最後、一番下のところです。管制業務につきましては、ICAOなどの会議を通じまして、各国の管制業務に関する情報を継続的に入手、収集してございます。それを日本の管制業務に反映していきたいと考えておるところでございます。



航空局からは以上でございます。

○浅輪国土交通省港湾局技術参事官

続きまして、港湾局から御説明申し上げます。

資料はお手元の資料の6ページ目、クルーズ船旅客ターミナルの進捗状況について、ご覧いただければと思います。

先行事例の案件形成につきまして、福岡市のウオーターフロント再開発の検討状況でございますが、福岡市が平成30年度ごろの公募開始に向けまして、海外のクルーズターミナルの料金や大型クルーズ船の2隻同時着岸に対応する新たなターミナルの整備手法などの事業スキームを検討しているところでございます。

運営権者決定までのスケジュールにつきましては、次の7ページに示すとおりでありまして、平成30年度の事業者公募を行う予定となっているところでございます。なお、博多港でございますが、昨年、1年間のクルーズ船の寄港回数は326回となっております。3年連続全国1位となっております。引き続き、案件形成に向けて、福岡市を支援してまいりたいと考えております。

また、アクションプランに掲げられた数値目標の達成につきましては、この先行事例であります福岡市の進捗を踏まえて、クルーズターミナルを所有します港湾管理者に対して運営方法を情報収集し、コンセッション方式について説明する予定となっております。

港湾局からは以上でございます。

○瓦林国土交通省観光庁審議官

続きまして、観光庁でございます。

資料10ページをご覧ください。観光庁では会議場、展示場などのMICE施設を担当しておりますが、このMICE施設につきましては、ご覧のとおり31年度までに6件の具体化が目標となっております。

現在の進捗状況でございますが、横浜、愛知県、福岡市、この3件でございます。特に、この②の愛知県の国際展示場、9ページに詳細をつけてございますが、前回の会合以降、12月に優先交渉権者ということで、日本とフランスの企業グループが決定されまして、この1月に基本契約が締結されました。こういった形で進捗が具体化しております。

この3件に続く案件を発掘、促進、具体化すべく、現在関係部局の御協力をいただきながら取り組みを進めておりまして、都道府県や市町村にアンケートをしまして、そういった施設整備に関する情報を収集・整理した上で、各自治体に対しまして、直接の働きかけ、また、MICE関係者が集まります各種セミナー、説明会の場を通じた検討要請、こういった活動を展開してございます。今後ともこれらの取り組みを進めてまいります。

○森岡国土交通省水管理・国土保全局下水道部長

続きまして、下水道の説明をいたします。

資料の11ページをご覧ください。目標の達成に向けた取り組みにつきましては、この4月よりコンセッション事業をスタートさせる浜松市に加えまして、高知県の須崎市が昨年12月に実施方針条例を制定し、今月16日に実施方針を公表しております。手続を進めておる状況でございます。

また、宮城県の村田町がデューデリジェンスを昨年9月に開始しているなど、目標達成に向けて取り組みを進めております。

続きまして、物価変動に関する定義と計算式について、地方公共団体と民間事業者の検討会等により検討を進めておまして、今後下水道分野のコンセッションガイドラインに反映すべく、内閣府を含め関係府省と準備を進めている状況でございます。

12ページ、前回の会合で御指摘をいただきました、流域下水道でのコンセッション導入につきましては、PFI法を所管する内閣府とともに整理を行い、現行制度においてもコンセッション方式の導入が可能であるという旨の整理を行っております。今後とも関係府省と連携し、支援、助言を進めていきたいと考えております。

13ページ、14ページは、現在取り組みを進めておる浜松市、須崎市の概要でございますので、ご覧ください。

以上でございます。

○和田国土交通省道路局次長

続きまして、道路における取り組み、資料の15ページ以降に基づいて説明いたします。

愛知の道路コンセッションですけれども、民間ノウハウの活用をしてパーキングエリアにおける地域活性化の取り組みや地域の魅力と交通安全をPRするイベントをこれまでに28回開くなど、積極的にやってきました。また、今度の8月には、既存のパーキングエリアをリニューアルするのですけれども、人気パティシエに地域食材を使ったメニューをアレンジしていただいたりして、非常に意欲的に取り組んでおります。今後とも国土交通省としてしっかりとこのようなサポートしていきたいと思っています。

また、この愛知道路コンセッション株式会社におきましては、これまでのみずからの取り組みについて、国交省主催のセミナー等で情報発信をしていただきました。横展開のためにも大事なことだと思っております。

こういった愛知県道路公社の先行事例について、全国の地方道路公社等に情報提供を初めとして、横展開を図ってまいります。

以上でございます。

○山口国土交通省住宅局審議官

続きまして、住宅局でございます。

資料19ページをご覧ください。左上に表をつけさせていただいております。公営住宅の関係は目標は6件ということでございます。現在、事業契約を締結したものが前回に比べて1件増えまして、4件になってございます。それから、事業者募集中だったものが、予定者が決定いたしましたので、それも2件が4件に増えてございます。

具体的には、まず23ページをご覧くださいますと、東京都の関係でございます。右下に赤字で書いておりますが、平成30年2月定期借家契約が締結されたということで、これは契約締結のほうに入れさせていただいております。

25ページ、26ページ、27ページに載せさせていただいておりますが、それぞれ事業予定者が決定をいたしましたので、ご覧になっていただければと思います。

以上です。

○竹中会長

ありがとうございます。

農林水産省、お願いします。

○本郷農林水産省林野庁国有林野部長

農林水産省からは、林野庁でございます。国有林の民間提案の取りまとめにつきましてでございます。

1ページ目、国有林において長期・大ロットで民間事業者が立木の伐採・販売を行うということについての提案をいただきまして、前回、1ページのような御説明で御報告をさせていただきました。

2ページ目、現在、林業の成長産業化に向けた国有林野事業への新たな民間活力の導入ということについて、国有林としての公益的機能の確保、木材の需要拡大、木材の供給調整機能等の地域における公平・公正な事業運営の仕組み等の政策的課題。そして、民間事業者が国有林において長期・大ロットでの木材の伐採・販売を行うために必要な使用収益を可能とするための制度的な課題というものを解決し得るスキームについて、木材の加工・流通への影響も踏まえ「農林水産業・地域の活力創造プラン」における木材の生産流通構造改革の推進に資するよう、前回竹中会長の御指示をいただきまして、それに従いまして、内閣府と連携をいたしまして、また、福田補佐官とも御相談しながら、現行制度の検証、そして、どのようなやり方があるのかといったような検討を、今、作業として進めているところでございます。

○竹中会長

ありがとうございます。

総務省、お願いいたします。

○境総務省大臣官房審議官

資料1-7をご覧ください。「下水道事業における公営企業会計の適用の状況」についてでございます。

裏面をめくっていただきますと、総務省では、公営企業会計が適用されていない下水道事業などを重点事業といたしまして、平成27年度から31年度までの5年間、これを集中取り組み期間といたしまして、公営企業会計の適用の取り組みを進めているところでございます。

その要請内容でございますけれども、下水道事業につきましては、人口3万人以上の団体、比較的規模の大きい団体につきましては、この集中取り組み期間内に移行することが必要であるとしたのに対しまして、3万人未満、すなわち小規模団体が行う事業につきましては、対応できる職員の問題、事業規模の問題等もありますので、できる限り移行することが必要であると、若干差をつけて要請したところでございます。

現在の状況でございますけれども、右下の箱を見ていただきますと、3万人以上の公共団体につきましては、公営企業会計を既に「適用済」である、あるいは「適用に取組中」の団体の割合が98.8%となりまして、これは27年時点では61%だったものが、ほぼ100%に近いところまで来たという状況でございます。

これに対しまして、3万人未満の地方公共団体につきましては、同じく27年時点が13.3%でありましたものが、24.8%ということになってございます。

これと並行しまして、経営基盤の強化、財政マネジメントにつきましては、公営企業会計の適用のみならず、経営戦略の策定でありますとか、地方公会計の整備でありますとか、固定資産台帳の整備などにつきましては、順調に取り組みが進められている状況でございます。

私どもといたしましては、この集中取り組み期間につきましては、当面この要請内容を徹底していきたいと考えておりますが、この集中取り組み期間後にどうするかということにつきましては、3万人未満の団体の適用率が低いということもありますので、公営企業会計適用の取り組みをこのような団体についてどのように進めていくのか、地方公共団体の御意見も伺いながら、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

○竹中会長

ありがとうございます。

今日は東京証券取引所にもおいでいただいていると思います。お願いいたします。

○小沼東京証券取引所取締役常務執行役員

資料をめくって裏側をご覧くださいと思います。

東京証券取引所におきましては、金融庁の御協力、御相談をさせていただきながら、

2015年の4月より、インフラファンドのマーケットを開いております。2015年4月のマーケットの創設以来、現在のところは、太陽光発電設備を証券化して、一般の投資家も含めた投資家の皆様に御提供していくマーケットをつくっておるところでございます。こういったルールは、東京証券取引所の上場制度の中で定められております。

その中で、対象資産といたしまして、コンセッションも現在のところ、ある程度の範囲では記述させていただいております。具体的には、このページの左下の点線の枠で囲ってある道路等のところがございます。こちらは市場創設以来、海外の事例などで一般的に見られているものを想定して、対象とさせていただいたというところがございます。現在、この対象が一部でございますので、PFI法の範囲と整合的になるように拡大して見直していくということにつきまして、金融庁と一緒に検討を進めさせていただいている状況でございます。

以上です。

#### ○竹中会長

どうも御説明ありがとうございました。

それでは、今の各省の説明を踏まえまして、福田大臣補佐官から、進捗状況の評価と整理をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

#### ○福田大臣補佐官

お手元の参考資料1-1という施策の進捗状況一覧に基づきまして、私のほうでまた11月に続けて評価をさせていただきました。施策は全部で48あります。この48の施策について、従来どおり5段階の評価をしているというところがございます。

評価の結果としては、まず取り組みが完了したという施策は2件になっています。前回11月の時点で1件でしたので、1件増えました。これは公営発電について、水力発電施設の重点目標化と数値目標化の設定が進んだということによります。

続いて、可能なところまで完了という施策です。これについては、ゼロ件から3件に増えました。増えた要因としては、2月に改正PFI法を閣議決定いただいたということです。まだ法律が通ったわけではないので、完了とは言えませんが、行政サイドとしてできるところまで進んだということです。

続いて、進行中の案件です。これはある程度事務的に施策の方向性が見えて動き始めたものが当てはまります。前回11月には10件だったところですが、今回は32.5件ということで、大幅に増えております。その要因としては、先ほど内閣府からの御説明がありましたけれども、ガイドラインの原案が取りまとまり、各省と協議をされ始めたということで、それに伴うステータスアップが大半ということかと思っております。

結果として、まだ検討中ということで、方向性を模索しているのが10.5件ということでありまして。結果として、大幅に施策の検討・推進が進捗したのではないかと思います。

10.5件のうち、やむを得ない事情で今、進められそうもないというものを除いて、今日、特に議論したほうがよさそうだなと思うところは、上水道及び下水道の数値目標の達成状況に関する事項、そして、空港のコンセッションの今後のあり方に関する事項、そして、政府のコンセッションに関するノウハウ蓄積を含めた体制整備に関する事項の大きく4項目と考えられるところかと思えます。

0.5というものがあつたかと思うのですけれども、細かいのですが、去年の竹中会長の4月19日会合で出された資料の中で、お手元の参考資料1-1、8ページ目の上のほう、⑥-3という項目があります。競争制限的な企業の有無という前段については、ガイドラインの改正が進んでいるということかと思えますけれども、1社入札で落札となったコンセッション案件について、第三者の目で改善点を洗い出す仕組みを導入するという項目があります。これは対応を検討ということになっています。上半分は進行中なのですけれども、下半分が検討中ということで、スポット的に抜けている気がしますので、ここは内閣府さんのほうで少し具体的にどういう仕組みにするのかを考えていただく必要があるのかなというところで、0.5、0.5に割られているのは、そういう理由になっています。

評価としては以上でありまして、繰り返しになりますが、関係府省の御努力で、ここ数カ月で議論自体は大きく進んだのかなと思うところでございます。

加えて、お手元の参考資料1-2というA4横の1枚紙の資料をご覧くださいと思います。これは今年度に入って推進会合で議論をされてきた検討項目に関連するところかと思えます。おおむね進んできているとは思いますが、気になるところを2点ほどコメントさせていただければと思います。

一つは、先ほど下水道部から、流域下水道のコンセッションが適用可能になったという御説明がありまして、これは整理が進んだということで、進捗したなと思うところであります。

他方で、下水道分野であるとか、最近ですと空港分野もそうなのですけれども、いわゆる混合型のコンセッションと呼ばれる案件が増えてきている状況があるかと思えます。こういった案件では、混合型ですので、行政から運営権者にお金の支払いがあつて、そのお金の一部を国庫補助が構成している状況がございます。国庫補助を出すことになると、出したお金が適切に使われているかという観点で言うと、会計検査等を受けるということが生じるわけです。従来運営権者になるような民間企業というのは、この会計検査を受けるということに余り慣れていないということもございまして、また、コンセッションと通常の公共事業では、同じ補助事業でも、執行の仕方も大分変わっているということかと思えます。

この点について、予算を執行する行政側で、混合型という手法を契約額の妥当性、仕様の妥当性、手続きの合規性の観点で、どのように説明するのかを整理しておく必要があると考えます。その際に、自治体任せにせずに関係府省側でも少し考え方を整理して

いただく必要があるのではないかと。混合型が増えてきている分、そういう取り組みが大事なのかなと思うところでございます。

2点目ですが、内閣府から職員派遣の点について御説明がありまして、自治体からの質問については、普通の研修派遣でいけるのではないかと対応をされたということで、これはそのような方向で理解しているところでございます。

一方で、今回内閣府の資料を改めて読み直す中で、PFI法に基づく職員派遣の規定が、ガイドラインに基づくとおおむね5年と初期段階が定義されているという点が、少し気になっておるところであります。この法改正自体、この会合で問題提起をしながら、政務の御努力で法改正いただいたものだと理解しておりますけれども、当時は仙台空港1件を念頭に置いた議論をした。ある意味、そんなに大規模ではない、シンプルな案件における派遣ということでありました。その後、この場でも議論が広がっているように、大型案件も増えていきますし、案件の複雑性が増している中で、初期段階をあまり具体的に数字で決めつける状況で本当に現実に対応できていくのだろうかという点は、気になっているところであります。

以上2点は補足的に気になったところということで、コメントをさせていただきます。以上になります。

#### ○竹中会長

どうもありがとうございます。

全体として議論を進めていただいたという評価を聞いて、大変うれしく思います。

それでは、今の評価、また、各府省からの御説明を踏まえて、皆様方にも後で御議論いただきますけれども、私から幾つか気になる点について議論を行いたいと思います。

まずは、補正予算を活用した上下水道の事業診断支援の取り組みですが、国会で予算を認めていただいたということで、これは朗報だと思います。内閣府からも、3府省で協議会を開いて、連携して進めるという説明がありましたけれども、これも大変よいことだと思いますので、ぜひ緊密に連携していただきたいと思います。

上下水道の関連では、総務省から、下水道事業への公営企業会計の適用について御説明をいただきました。人口3万人以上の自治体については、ほぼ100%近く達成率がある。これは理解してよいと思うのですが、3万人未満の自治体はあまり進捗が見られないということなのだと思います。

下水道事業についても、政府として小規模な自治体については広域化を推進しようとしていると理解しております。広域化によって、他の自治体と統合や連携をしていく上では、人口3万人未満の自治体であっても、公営企業会計の適用はどうしても必要になってくるのかなと思います。ぜひとも、この人口3万人以上の自治体と同様の取り扱いを人口3万人未満の自治体に対しても広げていくことを考えなければいけないと思うのですが、自治財政局のお考えはいかがでしょうか。また、所管している国交省

の下水道部の考え方も同様にお聞きしたいのですが、どのようにこれは拡大していったらいいのか、どういう御方針でやっていかれるのか。

自治財政局、いかがでしょうか。

○境総務省大臣官房審議官

自治財政局でございます。

先ほども資料1-7で御説明させていただきましたけれども、公営企業会計の適用というのは、経営基盤を強化するとか、財政マネジメントをしっかりとやっていくとか、あるいは見える化を進めるという意味で非常に有意義な取り組みだと理解しております。私どもは公営企業会計の適用のみならず、先ほど申し上げましたが、下水道に係る経営戦略の策定でありますとか、地方公会計の整備でありますとか、固定資産台帳の整備も並行して進めておりまして、こちらは人口3万人未満の団体もかなり取り組みは進んできております。

例えば経営戦略の策定の中で、今、竹中会長がおっしゃったような広域化の取り組みというものを経営戦略の中でやっていくことになれば、おのずと公営企業会計が適用されたところと一緒にやっていく中で、小さい団体も広域化の中で公営企業会計の取り組みが進んでくるということもございます。当面はその経営戦略の策定、公会計、固定資産台帳の整備を進めながら、公営企業会計について、できる限り移行してくださいという現在の方針を徹底していくということで考えておりますが、集中取り組み期間は31年度までですので、この取り組み期間の後、具体的に法的についてどうするのかということについては、可能性は排除せずに、その後どうするのかというのは、地方公共団体の御意見も聞きながらしっかり検討してまいりたいと、このように考えております。

○竹中会長

国交省はいかがですか。

○森岡国土交通省水管理・国土保全局下水道部長

いずれにしても、下水道の経営の見える化は非常に重要なことだと認識をしております。そのためのツールとして企業会計化は重要だと考えております。総務省と緊密に連携して、引き続き進めてまいりたいと考えております。

○竹中会長

私が総務省にいた10年ぐらい前からずっと同じ議論をしていまして、難しいのもよくわかるのですけれども、ここを何とか早く進捗をさせたいという思いが非常に強くありまして、説明責任の向上が必要だという点も当然重要だと思いますので、この問題はこの会合でもフォローアップをしていきたいと思っております。



これは経済財政諮問会議でも同じような議論をもう10年ぐらい前からやっていたと思うのです。今日は高橋さんは御欠席ですけれども、事務局からもぜひそのことをお伝えいただきたいと思います。いずれにしてもこれは重要な点で、フォローアップしていきたいと思います。

高橋さんにお伝えいただけるということで、よろしいですね。

○宇野日本経済再生総合事務局次長

わかりました。

○竹中会長

ありがとうございます。

続いて、空港なのですけれども、昨年末に航空局から報告があるはずであった、空港コンセッションの今後のあり方について、これについては、有識者会議を得て議論するという提案を今日いただいたと思います。みずからが所管する空港コンセッションのあり方は、みずからの力で示したいという意欲は大変買えると思いますので、有識者会議でぜひ議論してもらいたいと思います。その場合に、ぜひ有識者会議が専門家として独立して議論をして、言葉はあれですけれども、航空局の隠れみになるような形になっていると言われないように、ぜひ独立性を担保していただきたい。

そういう観点から言いますと、有識者会議の運営に次のような視点が必要なのではないかと思います。3つあります。1つ目は、これまでに実施してきた空港コンセッションの振り返りをして今後のあり方を考えるわけですから、これまで実施してきた空港コンセッションの個別の案件にかかわった人は利害関係の当事者になりますので、こういう方は外さなければいけないのだろうと。もちろん、関係者としてヒアリングする、意見をいただくのは問題ないわけですけれども、これはもうぜひやっていただきたいと思います。要するに、意見を踏まえて、改善点を議論するのは独立した第三者でなければいけない。

2つ目は、これも同じような観点ですけれども、これまでににかかわってきた関係者の中には、案件に応募した企業の方々がいらっしゃる。そうした方々にとっては、航空局は選定権限を持った存在であって、なかなかお上に対して思うことを言うのは難しい面もある。そこで、同じ国交省の中で、コンセッションを所管している総合政策局の官民連携政策課に協力をお願いして、企業ヒアリングなどはこちらで客観的に行ってもらって、結果を整理した上で航空局に個社名がわからないような形で渡すというような、そういう工夫もぜひ考えていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今回のフォローアップは原則として、今年度中をめぐりに行っていますので、有識者会合を開催するにしても、あまり時間がないのだろうと思います。ただ、同時に、無理なスケジュールで行って、それが非常に不十分な結論を出すよ

うなことでも、拙速でもいけないということなのだと思うので、年度内というスケジュールにとらわれずに、来年度の前半ぐらいをめどに議論してもらおうという余地も考えていただいてもよいのではないかと思います。

以上が私が気がついたことなのですけれども、これは航空局、いかがでしょうか。また、総合政策局の御協力もいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○久保田国土交通省航空局航空ネットワーク部長

国交省航空局でございます。

今、3点御指摘をいただいた部分、省内で調整するところもございますが、その方向でやりたいと思います。よろしくお願いたします。

○竹中会長

ありがとうございます。

○首藤国土交通省総合政策局審議官

総合政策局でございます。

今の御趣旨を踏まえまして、航空局ともよく相談して、取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○竹中会長

どうもありがとうございます。それでは、ぜひその方向で前に進めていただきたいと思います。

御承知のように、財政審では、国管理空港では原則としてコンセッションを進めていく方針が出ていたと思います。ただ、我々としては、コンセッションという手段が活用されればそれでいいというわけではないと思うのです。ぜひとも活用される目的について再度しっかりと議論をしていただいて、目的を達成するための手段としてコンセッションを活用して、手段を目的化しないようにということに留意しながら議論していただきたいと思います。

次に議論したいのは、重点分野の指定、それと数値目標についての議論なのですけれども、今回、工業用水道と公営水力発電の2分野について重点分野化を受け入れるという御説明をいただきました。ありがとうございます。数値目標の設定について、従来の考え方と同様に設定をしていただいたと思います。これで問題ないと思いますので、ぜひ経済産業省には、達成に向けて努力をしていただきたいと思います。これは確認ですけれども、経産省、よろしいでしょうか。

○小澤資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官

しっかりやらせていただきます。

○竹中会長

どうもありがとうございます。

続いて、内閣府より関係府省のPPP/PFIの推進体制について、調査報告がありました。非常に興味深い結果が出ていると思います。この結果には、日本の推進体制の弱点が2つぐらい表れているのかなと思いました。

一つは、職員のPPP/PFI推進業務への関与期間が極めて短いのではないかとということです。4分の3の職員が2年未満。これでは民間とまともな対話・連携はできないのではないのでしょうかということなのです。これは極めて高度な金融判断も含めて、いろいろなことを必要とすると思うのです。

もう一つは、民間から人材をうまく生かしているかどうかという点でも、ちょっと疑問があります。1つ目の問題点を補うために民間人材を活用することが必要だと思うのです。しかし、企業に在籍したままの職員では、関与できる業務に制限が出ると思いませんし、民間人の活用方法としては、どうしても中途半端になるのではないかと。

また、意思決定に参画できる企画官以上の管理職クラスの人材登用が、実は全くないという結果になっています。これは経験のない公務員の意思決定の下でしか、民間からの人材は働けないということを意味しております。これでは、公務員のこの分野での経験不足を民間人材がうまく補うということができないのではないかと思います。昨年10月に、内閣府から海外の推進体制についての報告もありましたけれども、海外と比較しても見劣りするのではないかと思います。私は出向ではない、専任での民間人材の活用拡大、それと、民間人材の管理職クラスへの登用、これを数値目標として掲げてもいいのではないかと思います。

IT室について、昨日同じような議論をしまして、IT室も実は同じような状況になっています。手弁当で来た民間人が、意思決定に直接参画できないようなところで労働力として使われている。これは改めていくことが必要だと思います。この推進体制の議論はこれまでもずっと続けてきたのですけれども、これはそろそろ何か方向性を出さなければいけないのではないかと。次期の成長戦略において、私としても、ぜひ案をつくって、副大臣や高橋議員と議論させていただきたいと思いますので、この点についても、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

また、内閣府において、PFIの所管官庁として範を示すべく議論をしてもらいたいと思います。これは非常に大きな問題ではありますが、今日も統括官がお見えでありますので、少し検討していただくということで、お願いできますでしょうか。

○田和内閣府政策統括官

わかりました。

○竹中会長

よろしく申し上げます。

ありがとうございます。

それでは、2017年の成長戦略のフォローアップの最後になりますけれども、福田補佐官からの評価の最後にありましたが、1社入札となってしまった場合の内閣府による事後評価の仕組みについての議論です。これも重要なので進めてもらいたいと思います。

昨年のこの会合で、マッコーリーの海外の専門家の方の話を伺ったのを記憶しておられると思います。その際の資料で、先進国におけるコンセッション案件では、あまり1社入札であることはないという説明があって、非常に印象的だったのでありますが、多くの民間企業の参加を得て行う、つまり、競争してもらうのがコンセッション案件の基本であって、それが満たせない案件には何かがあると思うべきなのだと思います。そういう案件をしっかりと振り返るような仕組みを、内閣府としてしっかりお考えいただきたいという趣旨でお願いしているのですが、PFI推進室、いかがでしょうか。

○石崎内閣府大臣官房審議官

引き続き整理をさせていただきます。

○竹中会長

ぜひお願いいたします。

ありがとうございます。では、今後の会合で、それぞれの御報告をお願いしたいと思います。

これまでに2017年の成長戦略のフォローアップを行ってきましたけれども、続いて、前回お願いした検討事項についての議論を進めさせていただきたいと思います。

私が幾つか申し上げたのですけれども、ここままで何か御意見がある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて、前回お願いした検討事項についての議論を行いたいと思います。

まず、オーストラリアのアセット・リサイクルについての調査、これはありがとうございます。制度の内容が非常によく理解できました。オーストラリアのようなコンセッション推進の先進国でも、インセンティブを与えないとなかなか案件が掘り起こせないものであるということでしたら、日本のような制度がなかなか根づいているとは言いがたい国では、かなり強力な施策が必要なのかな、そういう思いも強くしました。

内閣府のほうでは、引き続きインセンティブの仕組みを用意している国はないか、可能な範囲での調査のほう、ぜひお願いしたいと思います。最近ではアメリカもインフラ投資、トランプ政権の下でいろいろなことをお考えだということも仄聞しておりますの

で、そういうことも含めて少し調査を、アンテナを張っておいていただきたいと思えます。

これは航空局への質問なのですが、空港コンセッションにおいて運営権者から国に支払われる運営権対価は、国のどこの会計に入ってどのように使われているかということなのですが、これはどういう状況でしょうか。

○久保田国土交通省航空局航空ネットワーク部長

運営権対価は空港整備勘定のほうに入っています。

○竹中会長

空整勘定に入って一般会計に編入される。

○久保田国土交通省航空局航空ネットワーク部長

空整勘定の中で、空港の投資、維持運営等々に使われていく形になります。

○竹中会長

そうすると、航空局としてはコンセッションをやった見返りはあるとお考えですか。つまり、インセンティブのことをちょっと議論しているのですけれども。

○久保田国土交通省航空局航空ネットワーク部長

その意味では、金額は空整勘定に入っているということでもあります。目的が別にそちらではないのですけれども、地域振興のためなのですが、結果として空整勘定に入っています。

○福田大臣補佐官

空整勘定自体は財源として何かに特定されているわけではないということですね。お金は空整勘定に入ってくるけれども、用途としては、国交省の予算編成の中で用途が大枠で決められていくという理解でよろしいですか。

○久保田国土交通省航空局航空ネットワーク部長

空整勘定の支出できる対象が航空局の所管の部分になってくるので、それが空港の建設とか、広く維持運営です。そちらに使われる形になります。ですから、例えば隣に港湾局がいらっしゃるので、港湾の整備などには回らないという形であります。

○福田大臣補佐官

なるほど。そうすると、空整勘定の中に入ってくる範囲においては、空整勘定の設置

目的のために使われる形になるということですね。

○久保田国土交通省航空局航空ネットワーク部長

はい。

○福田大臣補佐官

基本的には単年度主義なので、その年度に使い切るのが前提ということですのでよろしいですか。

○久保田国土交通省航空局航空ネットワーク部長

そうです。

○竹中会長

事ほどさように、それぞれの事業について、いろいろな仕組みがあって、どういう形になっているのか。それがインセンティブに結びついているのかというのは、私たちも整理をしてみたいと思いますので、また各部局に御協力をお願いするかもしれません。よろしくお願いします。

続いて、今日は東証から上場インフラファンドについての御説明をいただきました。国の施策にこうして大きなお金の流れをつくろうとしておられるということでありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

実は、福田補佐官はインフラファンドに関する本も書いておられるのですね。専門家なのですけれども、何かこの点について御意見はありますでしょうか。

○福田大臣補佐官

私の本が出たのは、もう10年も前なので、大分古くなってしまいましたが。東証さんの資料をいただきまして、これを見ていると、気になるところがございます。資料中に制度改正のイメージという絵と想定されるストラクチャーという絵の二つの絵があります。このうち左側に、インフラファンド投資法人が運営権で持てる施設の範囲を広げましようとするわけです。

一方で、想定されるストラクチャーということで、右側を見ると、インフラファンド投資法人が取得する資産は何かということ、運営権を付与された株式会社などの株式を保有という形になっているということで、投資法人自体で、実は運営権を取得することを想定したスキームに、右側はなっていないということになるのです。

インフラファンド投資法人が運営権を取得することを想定していないのに、運営権で持てる範囲を広げるという施策を打つ。分かりにくいですが、何でこうなるかということ私なりに理解すると、一つは、株式会社で運営権を持っている。そうすると、株式

会社では法人税を課税されてしまうということになります。その株式を持っているインフラファンド投資法人側には、導管性があるということになるのだと思うのですけれども、株式会社での法人課税はかかってしまう。他方で、インフラファンド投資法人の側で運営権を持ったとして、運営権を持っているインフラファンド投資法人に法人課税が回避されるかという、現状の税制では残念ながら回避されないことになる。運営権を取得する主体としては、株式会社であっても、インフラファンド投資法人であっても、税制上は法人課税を受けるという意味でいうと、運営権者側やその株主からすると、株式会社に持たせている運営権をインフラファンド投資法人にわざわざ移す動機が、現状ではあまりない。その範囲内でできることをしようとしている、ということにその理由があるのかなと思います。

株式会社で作られた運営権者の株式を移す主体としては、投資法人以外にもリミテッドパートナーシップとか、いろいろな方法があります。その中で投資法人を使うことは、個人のお金も含めた幅広いお金を集められるというのはメリットになるのかなと思います。ただ、税制上の訴求力がそんなにすごく強くあるわけではないということなのかと思います。そういう意味でいうと、投資法人に対する課税の取り扱い、運営権を投資法人が持った場合の課税の取り扱いというところが、この資料にはあまり表れてこないのですけれども、論点なのかなと思います。

○竹中会長

何か御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○小沼東京証券取引所取締役常務執行役員

ありがとうございます。

マーケット創設のときから福田様にも御尽力いただいて、作り上げておりました、ありがとうございます。

今の御指摘も一部でございますし、また、今の議論を見ておきますと、運営権を付与された株式会社につきましても、その事業にかかわる関係者が株式をある程度譲渡制限したまま持っていたというニーズもあると聞いております。そういった部分につきましても、一回インフラファンドで一定の持ち分を持ち直して、インフラファンドの投資法人の持ち分のほうが流動化して、投資家に提供される。そういったスキーム、その譲渡制限の問題等も含めて、今後スキームについては引き続き検討していきたいと思っております。

以上です。

○竹中会長

この問題は私もまた別のところから話を聞いたことがあるので、金融庁にお伺いした

いのですが、再生可能エネルギー発電設備と同様に、公共施設と運営権を税制上のペイスルー課税要件を満たす政令で定める資産にする。そういうことを税制要望することは御検討いただいたことはありますでしょうか。

○中島金融庁総務企画局審議官

今後のお話ですか。

○竹中会長

そうです。

○中島金融庁総務企画局審議官

今後ということであれば、本日の議論も踏まえまして、よく東証と相談をして、どういう形で進めるのか、考えていきたいと思えます。

○竹中会長

そういう非常に細かいようなところで幾つかのボトルネックがあるとも聞いていますので、幅広くいろいろ御検討いただきたいと思います。

ありがとうございます。ペイスルー課税要件についても、我々も今後ぜひ深掘りしていきたいと思えます。

今回、プロである東証にお越しいただきました。せっかくなので1つお願いなのですが、日本以外の国でコンセッションやコンセッションに類する仕組みを投資法人本体で持つような制度を導入している国があるのか。例えば韓国などでは、韓国のPFI法の中にそのような仕組みがあったと聞いております。他の国でもあるのかもしれない。そういうことを調べていただけないでしょうか。それで私や、福田さんは専門家ですから、情報提供していただくということ。その際、金融庁にも調査の支援など、御協力をぜひお願いしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○小沼東京証券取引所取締役常務執行役員

了解いたしました。

○竹中会長

ありがとうございます。また調査が間に合えば、この会合でも議論したいと思えます。

それと、福田補佐官から最後に説明がありました国庫補助の問題と公務員派遣の問題ですが、これは大変重要な問題だと感じます。まず、国庫補助の問題ですけれども、これは現時点で混合型の案件を抱えているのは下水道部と航空局だと理解しています。これは次回の会合をめどに一度報告をしてもらえればと思うのですが、予算を執行



している立場として、混合型への国庫補助について、どのようなロジックで問題がないと整理しているのかを教えてください。そして、そのロジックがコンセッションで民間事業者に期待されている創意工夫を阻害しないかどうか。阻害しないと考えておられるとは思いますが、その理由もぜひ合わせて御説明をいただきたいと思うのですが、両部局、これは次回お願いしてよろしいでしょうか。

○森岡国土交通省水管理・国土保全局下水道部長

はい。

○竹中会長

よろしく願いいたします。

ありがとうございます。複数の部署にまたがることですし、今後他の関係省庁にも影響が出る話だと思しますので、すみませんが、これは福田補佐官のほうでPFI推進室とも連携しながら、ぜひ把握をしていただきたいと思います。

○福田大臣補佐官

わかりました。

○竹中会長

それと、公務員派遣の件です。これは話を聞いていて、今度御承知のように北海道の7空港、これが非常に大きなプロジェクトとして出てまいります。運営主体がどういうことになるのかということもこれから決まりますけれども、5年の決め打ちで大丈夫なのかというのが気になります。特に地域的に専門的な人材の確保がなかなか難しいエリアもあるのではないかと、よくよく注意する必要があると思います。体制を整えるのが難しいという理由で応募を断念されては政府を挙げて議論してきたかありませんので、これは公務員派遣の法改正を行ったときにも議論をしたと思うのですが、事業の引き継ぎにどのぐらいの期間が必要かどうかは幅広く検討しなければいけないと思います。一応、今、自治体には聞いてくださったということなのですが、今度、運営権を取得する側のニーズといいますか、そういうところにも話を聞いていく必要があるのではないかと思います。

そこで、航空局をお願いなのですが、当面、北海道が重要です。北海道での選定手続が始まって、民間との対話も行われると思います。その際に、応募する企業がどのぐらいの引き継ぎ期間を必要としているか、ぜひ予断を持たずに企業の思うところを率直に引き出しておいていただけないかと思います。その意見をまた、ぜひここで御報告をしていただきたいと思います。その意見が現状のガイドラインと矛盾するのであれば、ここは政府とも御相談しなければいけないと思います。御承知のように、官房長官

を初め、政治のトップの方もこの北海道には大変注目しておられますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

○久保田国土交通省航空局航空ネットワーク部長

わかりました。

○竹中会長

それでは、おおむねフォローアップすべき点については議論ができたように思うのですけれども、各府省、もし御意見がなければ、越智副大臣の御意見を賜りたいと思います。

お願いいたします。

○越智副大臣

まず、今日は3回目なわけですけれども、私の受けとめといいますか、印象としては、各府省、それぞれ真摯に取り組んでいただいている。そのことを御説明いただいたものだと思います。上下水道の新しいモデル事業の創設や、あるいはPFI法の改正案、北海道の7空港のコンセッションなど、まさに現在進行形で、皆さん取り組んでおられることが確認できたということであります。

このPFI、特にコンセッションですけれども、空港から始まったわけではあります、道路、水道、文教施設と分野が広がって、今日も御報告にありましたけれども、最近では公営発電、また、林業も対象となって、成長戦略としての重要度が明らかに増してきたと思っております。

また、今日の議論に上がりました推進体制の強化のところ、会長からも越智副大臣とも相談するというお話をいただきましたけれども、専門人材の起用など、まさにこの辺の論点は、第4次産業革命の会合で議論されているデジタルガバメントの話とも共通する論点でございまして、極めて重要なところで、長い間いろいろと議論はされてきたところだと思っておりますけれども、このPPP/PFIの推進体制をどうやってつくっていくのかということについては、関係府省としっかり議論を深めていきたいと思っております。また、竹中会長にも御指導いただきたいと思っております。

成長戦略の策定がこの夏にあるわけですけれども、それに向けた議論の中で、適切で有効な段取りをどうやって組んでいくかということについても検討を進めて、具体的に前に進めていきたいということでございます。

以上です。

○竹中会長

どうもありがとうございます。

私を取りまとめで言わなければいけないことを全部副大臣が言ってくださったと思うのですが、2月1日に私は紙を出しておりますが、この未来投資会議で議論すべき第4次産業革命の政府の取り組みは、マイナンバー利用の本格化などを含めたいわゆるデジタル・ガバメントの推進、これが一つ。それと、今日のコンセッション等の導入の加速化、これが2つの肝だと思えます。再生事務局で未来投資会議の方針を検討して、ぜひこの中でしっかりと対応していただきたい。

それと、福田補佐官と再生事務局とで、この未来投資会議の進行をどうするかについても、ぜひ御相談をしていただきたいと思えます。

それでは、ちょっと時間が押ししましたけれども、今日の前半の議論を終了させていただきます。ここで一度事務局に進行をお返しします。

○宇野日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

以上で第一部の議論を終了いたします。

本日の会議の内容などにつきましては、会議後、事務局からプレスにブリーフィングさせていただきます。また、後日、発言者の確認を得た上で、議事要旨を公開したいと思いますので、皆様の御協力をお願いいたします。

(休 憩)

○宇野日本経済再生総合事務局次長

それでは、第二部「ソーシャル・インパクト・ボンドについて」の議論を始めさせていただきます。

時間も限られておりますので、失礼ながら、出席者の御紹介はお手元にお配りさせていただいている座席表で替えさせていただきます。

席上には、座席表、議事次第、資料2-1から2-5まで、及び参考資料2を配付しておりますので、御確認ください。

ここからは竹中会長に一言いただいた上で、御進行をお願いします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○竹中会長

皆さん、今日はありがとうございます。

今、御紹介いただいたように、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）に関する議論を始めたいと思えます。

まずは、今日神戸市から事例の紹介について行っていただきます。それに続いて、関係府省から今後の取り組みについて説明をしていただいて、最後に、今回有識者として

御参加をいただいております社会的投資推進財団の工藤さんからこのテーマに関する現状の課題について、お話をいただければと思っております。

それでは、神戸市のプレゼンから、お願いを申し上げます。

○奥田神戸市企画調整局担当局長

神戸市担当局長の奥田でございます。よろしくお願いいたします。

資料2-1をご覧ください。

1 ページ、透析患者数の推移でございます。全国の透析患者数は、この20年で約2倍に増加をいたしまして、その中で糖尿病性の腎症が原因で透析しようとしている患者数は3.5倍に増加しているというトレンドでございます。

2 ページ、神戸市の国民健康保険でございますが、透析患者数は右のほうでございますけれども、全体796人中356人、44.7%が糖尿病性の腎症が原因の透析患者という状況でございます。

3 ページ、腎症のステージには、表にありますとおり、5つの期にカテゴライズされておりまして、上に行くほど重症です。第5期になりますと、透析治療が必要となりまして、治療には週3日の通院、1回について3時間から5時間程度の治療時間が必要ということです。また、費用でございますけれども、年間500万、高額な医療費がかかるという現状でございます。

4 ページ、神戸市におけるSIB事業の概要でございます。事業内容といたしましては、未受診及び治療を中断中の透析ハイリスク者を対象に保健指導プログラムを実施しております。3つのアウトカム指標を用いておりまして、プログラム修了率、生活習慣改善率、そして、腎機能低下抑制率を算出して、それに応じて委託料を払うというスキームでございます。

資金調達につきましては、信託スキームを活用しておりまして、資金の受け渡しの負担軽減と受益者保護を信託銀行が行う、図るという意味で、プロジェクトの信頼性を向上させております。

事業費でございますが、全体で約2,620万円でございます。これに事務経費を含めた総事業費は最大3,400万ほどと予定をしております。事業期間は3年間でございます。

5 ページ、先ほど申し上げました3つの評価基準でございますが、それぞれ目標値を設定しておりまして、プログラムの修了率が80%以上、生活習慣改善率が75%以上、そして、腎機能低下抑制率が80%以上を達成の基準としております。目標達成で報酬を満額支払うというスキームでございますが、目標を達成できなかった場合におきましても、達成度に応じて一定額を支払う契約になっております。

6 ページ、事業の実施体制でございますが、この保健指導の委託事業者が真ん中にありますDPPヘルスパートナーズでございます。

その上にごございます社会的投資推進財団が中間支援組織として事業の運営管理を行

うとともに資金提供者との連絡調整を行います。そして、SMBC信託銀行の信託機能を活用して、資金の他事業への流出を防ぐなど、信頼性を高めます。

右上にございます三井住友銀行が本事業実施資金をDPP社に提供するために、みずから資金融資をするとともに、社会的課題解決に関心を持つ個人投資家から資金を集めるということがございます。

左下が、成果の評価を行う機関でございます、公益財団法人未来工学研究所でございます。

7ページ、この神戸市のSIBの今の取り組み状況でございます。このプログラムにつきましては、当初100人の募集を行いました。その結果、345人の参加申し込みがございまして、うち重症度が高い順に109名を選定いたしました。109名のうち4名につきましては、がんや脳梗塞などの他疾患がございますので、除外基準ということで対象から外しまして、105人が現在継続しているということでございます。

下がアンケートです。参加者に対して、現在アンケート調査を実施しておりまして、40名、現時点で回答があったものをまとめたグラフでございます。日常生活の改善、健康状態の把握につながったと、前向きな回答を参加者から得ております。

8ページ、今後の展開でございます。本年2月、今の2月ですね。中間評価のための調査を今、開始しておりまして、プログラム修了率、そして、生活習慣改善率の調査を行います。修了率と改善率は、アンケート結果や面談の様子などから、現在、目標を達成できると見込んでおります。

そして、3年目に当たる2020年1月から最終評価を実施いたします。本事業による腎機能低下抑制率を調査、評価する予定でございます。この結果によりまして、事業の継続拡大を検討していきたいということでございます。

今後の他のSIB事業案件につきましては、現在検討を行っておりますが、例えば認知症対策ですとか、市役所の業務改善への展開を検討しております。

9ページ、このSIBに係る課題と提案ということでございます。2つほど提案をさせていただきます。まず一つが、予算の問題でございます。SIBの手法は、グラフにありますとおり、通常である委託事業費に加えて成果報酬も加えた形での予算要求を自治体の中で行わなければいけないということで、その庁内での理解、合意形成が必要であって、そこが一つの壁となっております。

これに対しまして、この成果報酬の色のついた部分でございますけれども、ここについて、例えば国からの補助金などの後押しがあれば、庁内での予算化の合意形成などが容易に進むのではないかと考えております。

10ページ、もう一つの御提案でございますけれども、SIB事業の企画・運営に不可欠なデータでございますが、このSIBでは、行政課題の洗い出し、成果指標の設定、そして、事業の評価の3過程において、データの収集・活用を行いますけれども、この過程におきまして、ビッグデータが必要であったり、客観的・科学的データを扱える評価者

が現時点では不足しているという課題が想定されます。このデータの整備ですとか、評価する人材の育成への国からの支援などがありますと助かります。

私からは以上でございます。

○竹中会長

ありがとうございます。

続いて、関係府省からの説明をお願いします。最初に厚労省、よろしいでしょうか。

○本多厚生労働省総合政策・政策評価審議官

厚生労働省でございます。

当省では、平成29年度から保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業を実施しております。

資料の1ページ目をご覧ください。本事業は保健福祉分野におきまして、SIBなど社会的インパクト投資の枠組みを活用して、社会的事業を試行的に実施し、社会的事業の成果を測定する指標の設定、事業成果に基づく報酬の設定、行政や民間資金等の提供者との契約締結方法などの環境整備、また、行政による財政支援の成果志向型への改革につきまして、その課題や有効性の検証を行うものでございます。これらを通じて、保健福祉分野の社会的事業の開発・普及を目指したいと考えております。

事業の枠組みの1つ目の事業の趣旨につきまして、本事業では、民間の創意工夫のある取り組みを展開することで、地域の保健福祉分野の社会的課題の発生や深刻化を事前に防止し社会全体のコストを従前より軽減することや、地域において十分に活用されていない物的資源・人的資源を活用することにより新たな社会的価値を創出すること、これを基本としております。

次に、2つ目の事業の枠組み・プロセスにつきまして、本事業では、社会的事業者や行政、これらの連携を支援する中間支援組織などから成るコンソーシアムを構築します。また、有償資金や寄附などの民間資金の活用、事業の実施とアウトカムの関係を論理的に示すロジックモデルと、事業の成果を図る成果指標の設定、有償資金を活用する場合には、成果と連動した支払いテーブルの設定、この4つを基本的枠組みとしております。

事業の実施に当たりましては、まず初めにコンソーシアムを構築していただき、各コンソーシアムにおいて、②から⑥までのプロセスに沿って、社会的事業を実施することになります。今年度は①と②のみを行う計画策定型と、①から⑥までを行う事業実施型、この2つの類型で事業を進めております。

本事業の委託費につきましては、国からコンソーシアムの代表となる社会的事業者または中間支援組織に対して、定額を支出することとしております。委託費の対象は①から⑥までのプロセスで発生する経費になります。

2ページをご覧ください。今年度の主な事業です。今年度は、健康づくりへの支援、

子供への支援、生活困窮者への支援、地域コミュニティづくりへの支援という4つの分野で計10件の事業を実施しております。事業の種類としては、今年度は事業実施型が3件、計画策定型が7件となっております。

引き続き、本事業を平成30年度におきましても実施し、保健福祉分野の社会的事業の開発・普及を目指していきたいと考えております。

以上です。

○竹中会長

ありがとうございます。

済みません。冒頭、こういう試みは何年からやっておられるとおっしゃったのですか。

○本多厚生労働省総合政策・政策評価審議官

29年度です。

○竹中会長

ありがとうございます。

それでは、法務省、お願いいたします。

○金子法務省大臣官房審議官

法務省でございます。

法務省における検討状況について御説明します。資料2-3、表裏の資料をご覧ください。

具体的には、再犯防止のためにソーシャル・インパクト・ボンドの仕組みを活用できないかということについて、研究に着手しようという段階にあります。再犯防止、したがって、犯罪者の更生プログラムとこのソーシャル・インパクト・ボンドは一見結びつきにくいようですが、そもそもこの取り組み、イギリスでは第1号事例がピーターバラ刑務所というところにおける更生プログラムの実施であったということで、必ずしも親和性がないものではないということのようでございます。

また、ソーシャル・インパクト・ボンドは、再犯防止対策に民間の知恵やノウハウを活用するということが大きな課題となっているわけですが、そういう契機となり得るという点で、注目すべき取り組みであると考えております。

資料2-3にありますとおり、犯罪をした者の再犯防止については、平成29年12月にこの犯罪防止推進計画というものを閣議決定しまして、政府を挙げて取り組んでいるところであります。これ自体は刑法犯検挙者の約半数が再犯者という現状において、安全・安心な社会の実現という上で、非常に重要な、必要不可欠な取り組みです。

これまで再犯防止対策と申しますと、国の機関である刑務所とか保護観察所といった

刑事司法関係機関が中心となって取り組みを進めてきました。しかし、再犯防止を実現する上では、再犯者が地域社会に戻った後も継続的に支援を受けられる必要があり、そのために地方公共団体のほか、民間活動を支援することが重要になってくるわけです。

そのため、後ろのページに再犯防止推進計画の関係部分の抜粋をしておきましたけれども、この④のアで、民間資金の活用から、今のところで、ソーシャル・インパクト・ボンドに関する記載をして、計画に盛り込んでいるということでございます。

この後御説明を伺えるようですけれども、現在、我が国におけるソーシャル・インパクト・ボンドの案件組成に実績がある社会的投資推進財団と我々とで勉強会を行っているところでございまして、引き続き再犯防止分野へのこの制度の仕組みの導入のあり方について、具体的に検討を進めてまいりたいと思います。

お招きいただきましたが、これからの研究ということで、御了解いただきたいと思えます。

以上です。

#### ○竹中会長

ありがとうございます。

経済産業省、お願いいたします。

#### ○江崎経済産業省商務・サービスグループ商務・サービス統括調整官

ありがとうございます。

それでは、資料2-4をご覧ください。

私も経済産業省は、実は平成27年度からこの検討を始めておりまして、1ページ目をご覧くださいますと、次世代ヘルスケア産業協議会で各地域における健康寿命を延伸するための資金調達方法をいろいろ探している中で、これに当たったものでございます。

ちなみにご覧いただくと、左側に円グラフがございます。これは実は私が出向していた自治体からもらった実数なのでございますけれども、今、自治体は実は固定費がほとんどになっていまして、知事協議をやるときは、政策経費7.5%だけを議論します。ちなみに私が出向したころは2%でした。そうすると、自治体の中でいろいろやろうとしても、この中で政策の取り合いになってしまう、ここでプラスアルファの予算をとれるように何とかできないかというのが元々の発想でした。

右の三角をご覧くださいますと、もう既にあったかもしれませんが、例えば認知症対策をやろうとしたときに、単年度で効果は出ない。4年ぐらいやると成果が出る。ただし、毎年オレンジ色のコストがかかるのだけれども、継続すると、フィクションですけれども、青い線のように効果が出る。そうしますと、初年度の赤を埋めたとしても、黄色と緑のプラスが出るというのが単純な発想でございます。

2ページ目、これが可能かどうかを平成28年度に、色が薄くてあれですけれども、こ



これは実は九州を中心とする9つの自治体にトライアルで、お金を出しまして、公文と一緒に認知症介護施設で脳トレをやりました。その結果のイメージなのですけれども、実は、脳トレをやることによって介護度が下がる。そうすると、その後の介護費用が減るのではないかという想定の下でやりました。

イメージはここにありますように、一番左に、毎年200のコストがかかっていますと。脳トレをやることによって、例えば130のコストになったときに、例えば脳トレのコストが30だったとします。そうすると、行政としては、それにやっていただいた30にプラスアルファ資金リターン、このトライアルはなかったのですけれども、そうすると25減る。例えばそれが150であっても、また行政コストが下がった上に、要するに、この緑のリターンの金利部分があるということがボンドの基本になります。真ん中の170になると、とんとんになる。逆に言うと180、200になったときに、はみ出ます。むしろ、ソーシャル・インパクト・ボンドの難しさは、はみ出たときのリスクを誰が負うのかが基本になる。ここだけ押さえていただければと思います。

3ページ、ソーシャル・インパクト・ボンドは、別に夢の制度ではなくて、これまでの議論からすると、左の図だけご覧ください。地方自治体はまずは基本的に自治体が直接実施を行う事業を、例えばコスト100とします。今、大分増えてきました委託管理型になるとちょっと減る。さらには、それを固定報酬型なのか、さらに、先ほど御説明がありました成果報酬型、今、ここに入っています。これを仮に日本型ソーシャル・インパクト・ボンドと呼んでいますけれども、神戸市さんと八王子市さんでやっていただいたのは、その費用を自治体の予算ではなくて、その次の3番目のオレンジ、民間資金活用型でやる。

恐らく、皆様方も前半でご覧になったように、PFIは、これのハードものです。民間のお金を活用して効率的に運営をする。SIBとは、そのソフト版だと思っていただければいいかと思います。したがって、民間のお金を活用してより効率的にやることによって、全体の自治体も含めた予算をうまく回すというものでございます。

4ページ、このプロジェクトの中で、29年度にあります、先ほど御紹介のありました神戸市さん、それから、八王子市さんに御協力をいただいて、まさに事業を実施してきたというものでございます。そういう意味では、自治体からすると、成果報酬型はなかなか難しく、最初に予算を確定した上でやることとなりますので、そうしたことが実験をできればということでございます。

この後、6ページ目にありますように、広島、その他で広がることとなります。

最後にポイントですけれども、8ページ目を先にご覧ください。これは永久に続くものではなくて、特に2.の(1)であります、有望領域、要するに、非効率さが存在しているところの中でこれは実現することになります。したがって、ある自治体で一回やったら終わりです。したがって、それを横展開していく、ないしは新しい分野をいかにうまくつかまえることができるか。これがまさにこのSIBの運用として非常に重要に

なる。あとは、効率がよくなるので、逆に国がフリーライドする形になりますので、その部分のリスクをどうシェアするかという議論が今後出てくるかなというものでございます。

経産省からは以上です。

#### ○竹中会長

いろいろ御指摘ありがとうございます。

それでは、最後にここまでの議論を踏まえまして、有識者としておいでいただいている工藤さんからお話を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○工藤社会的投資推進財団常務理事

社会的投資推進財団の工藤です。ありがとうございます。

資料2-5を使って説明していきたいと思います。

私からは、皆さんに今、各省庁と神戸市さんの取り組みを発表いただきましたので、改めてこれは何のためにやっているかというところと、今、我々が進めている中で課題に感じているところをお話ししたいと思います。

1ページにお示しているとおりで、これはもともとは何かというと、ソーシャル・インパクト・ボンドという言葉がちょっと金融のにおいがするのですが、基本的には成果連動で公共サービスを提供していく、そこに尽きるのかなと思っています。実は、アメリカでは「Pay for Success」と呼ばれていまして、読んで字のごとくなのですが、成果が出たら払うよと。それだけなのです。

ただ、成果指標を設定して、行政は成果が出たときだけ払いますということをやろうとすると、成果が出るまでの期間、誰がお金を手当てするのか、もしくは、成果が出なかった場合のリスクを誰がとるのかという話になりますので、必要に応じて、この資金提供のところを外部資金に頼る場合はソーシャル・インパクト・ボンドを使うという形で、アメリカではこの外部資金があるパターンとないパターンと、両方を総称して「Pay for Success」、PFSと呼んでいます。

やりたいこととしては、活動にお金をつけるのはやめましょう、成果に対してお金をつけましょうというコンセプトがベースにあるのかなと考えています。

2ページ目、これをやることの意義というところですが、3点簡単に述べたいと思います。

1つ目は、よくこれがSIBのいいポイントとして言われるところですが、新しいサービスを試行できるということです。例えば我々は生活保護世帯の若者の就労支援というものがある自治体さんと検討したことがあるのですが、こういったところで、例えばひきこもりの若者に対してカラオケボックスに連れていったりですとか、ファミレスで一緒にお茶をしたりというようなことを民間だからこそできたということがあ

りました。ケースワーカーさんがこういったことを普段できるかというのと、なかなか税金を使ってやれないような新しい取り組みです。ただ、ここの活動を縛るのではなくて、成果が出たら支払う、そういう仕組みにすることによって、こういった思い切った取り組みができるようになるのかなと思います。

2つ目は、新しいサービスではなくて既存の事業、もしくはルーチンで回すような既に制度があるような事業も成果連動型にすることによって、関係者が何をこの事業の成果とするのか、ゴールとするのかをきちんと握って、それを今、神戸市さんともやらせていただいていますけれども、月次で会議をすることによってその数値をきちんと追いかけていくということで、結果的に成果の向上、サービスの質の向上につながっていくかと思っています。

3つ目は、今までですと、これは公募をかけて民間の委託をする事業者を探そうとすると、どうしても単価の安いところが勝っていく構造はあったかなと思います。これを成果志向に変えるということは、成果を出せる自信があるところだけが手を挙げてくることになりますので、乱暴な言い方をすれば、安かろう悪かろうといった事業者はなかなか残りにくい構造になっていくので、結果として優良な民間事業者が育成されていくかと期待しています。

3ページ目、最後に、こういったものを普及する上で課題に感じているところを整理させていただきました。

1点目、成果志向でやるということは成果が出るまでに一定の期間がかかりますので、複数年度で事業を遂行していくところがマストになるかと思っています。神戸市さんは債務負担行為を今回とってくださっていますけれども、例えば今、地方創生の推進交付金を使ってやろうという自治体さんがあるのですが、50・50で当然予算がつきますので、自治体側は債務負担をとれるのですけれども、国側のお金は単年度で使い切らなければいけない。こういう状態の中で、何とか事業をこのバランスの中にねじ込もうという形で調整をされている自治体さんもあります。こういったところが少し工夫できると、よりやりやすくなるかなと思っています。

2点目、国と地方の負担配分と書いていますけれども、これも先ほど申し上げた、例えば生活保護世帯の若者の就労支援が、実際はできなかったのですが、これはなぜSIBにならなかったかというのと、自治体さんとして、この生活保護費は実は国費でほとんどの部分が賄われていますので、自治体の自己財源の予算をとって事業を実施しても、その削減効果として出る財政的な便益に関しては国が享受していく。そういう少しねじれの問題がありまして、自治体として財政課を説得し切れないということで見送りになった経緯もありました。全ての領域ではないのですけれども、分野によってはこういった負担配分のところがボトルネックになっているかと思っています。

最後ですが、成果指標や支払い条件、こういったところは、今、神戸市さんもゼロから一緒に作らせていただいて、標準化されていない中で、自治体ごとに手探りで頑張っ

て作っていくということがあるかと思います。また、介護保険みたいな制度がしっかりしているところだと、なかなか勝手に指標を作って支払い条件を決めることができないということもありまして、このあたりは自治体ごとのばらつきが生じない形で知見を集約して積み上げて標準化していくというプロセスが必要とされているかと感じています。

以上です。

#### ○竹中会長

ありがとうございます。

それでは、皆様方の話を踏まえて議論を進めていきたいと思います。

まず、話を伺いながら思ったのは、ソーシャル・インパクト・ボンド、まさにファイナンスの名前がついているのですけれども、この会合でどういう観点で取り扱うべきか。ここを明確にしておく必要があると思うのです。

ファイナンスですから、これは資金調達に関する議論だと。この資金調達に関する議論は、要は、何人かの方がおっしゃいましたように、成果連動型の公共サービスや民間委託の活用を政府が進めた結果として出てくるものであって、受託者側での課題に対するものであって、ボンドはその解決法の一つだと、そういう理解なのだと思います。

政府側での取り組みの立場ということだとすると、あくまでもそもそも成果連動型の公共サービスや民間委託、そういうことなのですねと。まさに「Pay for Success」です。それをどのように推進していくべきか。その位置づけを明確にしておく必要があると思うのですけれども、その点を踏まえて少し質問です。

まず、神戸市さん、今日おいでいただいていますけれども、9ページ、SIB普及に係る課題と提案の1つ目で、事業経費の補助金や交付金制度の創設を提案とされています。確かに委託事業費や事務経費は追加負担ですので、自治体にとっては負担なのですけれども、ただ、これは考えると、成果連動型の民間委託の取り組みの趣旨からすると、追加負担することで、別のところで行政経費が浮いてくる。そうすると、追加負担を回収できる。

そうでないとすると、つまり、お金が今、足りないから、政府にお金を出してくれというのは、政策論としてはなかなかならないので、そうでないとすると、それでも何かの政府の助けが必要だというのはどういう理由があるのだろうか。その理由は国の制度との関係があるのか。それを明確にしていくといろいろな政策論になると思うのですが、幾つか、その取っかかりの話は何人かから出ておりますが、ここは御発言いただけますでしょうか。

#### ○奥田神戸市企画調整局担当局長

御指摘、ごもっともなのですけれども、今回、ヘルスケア部門におきますSIB事業に

つきまして、国保会計のコストが削減しますと、自治体のみならず、国もその便益を享受するだろうと。先ほど工藤理事も言及されていましたが、その部分について国も御負担をいただけると、その結果、SIB事業が後押しされるのではないかという意味で、もしあればありがたいという趣旨でございます。

○竹中会長

わかりました。これは工藤さんも江崎さんもおっしゃったところに通じると思います。そこは納得できる要望だと思います。この会合で、事業を所管している主体に改革のインセンティブを持ってもらうような仕組みの視点について、実はコンセッションの議論をしてきたわけですが、同じような問題意識なのだと思います。この内容は、先ほどの工藤さんの話と重なっていると。

それと、社会保障財源という観点と、地方財政という観点から、少し御意見を伺いたいと思うのですが、厚労省と総務省の自治財政局は、今のような御意見に対してどのような御印象を持っておられるか、御意見を伺ってよろしいでしょうか。

厚労省、いかがでしょうか。

○本多厚生労働省総合政策・政策評価審議官

私どもも今まさに29年度から、モデル事業を通じて勉強させていただいているところでございますので、その結果ですとか、あと、神戸市さんの状況などを見ながら考えたいと思っております。

○竹中会長

自治財政局、いかがでしょうか。

○境総務省大臣官房審議官

今、いろいろお話がありましたけれども、ソーシャル・インパクト・ボンド、新しい仕組みでもございまして、民間の活力を社会的課題の解決に活用する。そういう可能性はあるのかなという印象を持ちながら聞いておりました。

しかしながら、さまざまな行政分野で幅広い活用が考えられるということですので、その成果をどう評価するのかとか、どういうものをもって成果にするのかとか、そういうことについては、それぞれ各分野での専門的な知見も必要であろうと思いますし、地方団体においても、なかなか新しいことに取り組む際に、それをどういう基準でやったらいいのかとか、その辺についての国としての支援も必要なのかと思います。

したがって、今後地方団体で、このソーシャル・インパクト・ボンドはどのように活用することができるのかについて、まず、国としてソーシャル・インパクト・ボンドにどのような方針で臨むのかという基本的な方針を司令塔のようなところを作ってお決め

いただいた上で、国としてどういう方針で臨むのかという方針を出していただいた上で、地方団体がそれにどう取り組んでいくのかということになるのかと考えております。そういう方針が出てくれば、総務省としてもよくお話をお伺いしながら、しっかり勉強して、ないし、その司令塔の方針のもとに、地方公共団体における活用推進のためにどういうことができるのかをよく検討していきたいと考えております。

○竹中会長

ありがとうございます。

これは本当に新しい問題で、我々も勉強しますし、ぜひ各部局で検討していただきたいのですが、今、おっしゃったように、後からちょっと出てくるのですけれども、一体これは政府の中でどこが担当するのだという、それほど新しい問題意識なのだと思います。

これまでのやりとりを踏まえて、工藤さん、専門家として、海外の事例などで何かお話しいただけることはありますか。

○工藤社会的投資推進財団常務理事

海外でも自治体さんと国との予算のバランスをどうするのかというのはどこの国でも問題になっていまして、今、取り組みとして進んでいるのはアウトカムファンド、要するに、成果連動型支払い基金みたいなものを英国や米国は作っています。それは政府のほうで予算を用意して、アメリカはつい本当に先々週法案が通ったところなのですが、100億円のファンドを用意して、州政府かそれよりも下の自治体さんがやりたいというときに、フィージビリティスタディーと第三者評価のお金と、それから、成果連動で支払う部分の予算を補助しますということを始めています。そこが当然そういった審査もやって、知見の集約もやるという司令塔の役割も果たす。そういう構造になっていますので、そういったところは参考になるのかなと思います。

○竹中会長

細かい話ですが、ちなみに、そのアウトカムファンドは役所のどこにあるのですか。

○工藤社会的投資推進財団常務理事

Office of Management and Budgetという、ホワイトハウスに直結しているところです。

○竹中会長

管理予算局ですね。

○工藤社会的投資推進財団常務理事

そうです。英国の場合は内閣府です。Cabinet Officeですね。

○竹中会長

わかりました。

内閣府と聞いてどきっとされたかもしれませんが、とにかくこれから積極的に議論しなければいけないことで、ぜひそれほどのように各省庁でやるか、また、ここでも御報告していただきたいと思います。また、工藤さん、海外の事例なども積極的にさらに集めて御報告していただければと思います。

越智副大臣から、神戸市などに質問などは特にありますでしょうか。

お願いいたします。

○越智副大臣

大変興味深いお話をありがとうございました。

実は神戸市の6ページの図を見ながらですけれども、工藤さんに1つお伺いしたいと思います。

今日お話を伺ってとても腹に落ちたのは、PFSの話です。SIBのスキーム図を見ていて、お金を出す部分と評価する部分と、これは分解できるのだろうと思っていただけです。アメリカではこの純粋なPFSとSIBが分けて考えられているということでありました。そこで気になるのが、教えてほしいのが、アメリカではこれをどう使い分けているのか。要は、お金つきのSIBとお金つきではないPFSの違いですね。

日本の場合は、工藤さんのところのSIIFが入っている役割は、日本では多分ノウハウがまだ蓄積されていないので、標準化とか、あるいはオーガナイズという役割を担っていると思うのです。工藤さんの実感としては、今後PFSとSIBが分かれていったときに工藤さんの役割は変化するのかどうか、その辺についてもお話を聞きたい。

最後に、この成果連動型契約の話というのは、自治体の中でも行政評価という形で、独自にできる話だと思うのですけれども、それをこういったノウハウですとか、また、民間資金が入ることによるプレッシャーを使って行政を変えていく話ではないかと思うのです。そこで一番必要なのは、これは奥田さんもおっしゃっていたようにデータだと思うのです。データがないとどうしようもない世界だと思うのですが、この辺について現状を、奥田さんも含めて教えていただきたい。

金子さんにも聞きたいのは、これは更生について、再犯率を下げるという点については、ブレークダウンした情報があるのかどうか。どういう人たちが再犯するのとか、そういうものがないと多分組み立てられないと思うのですけれども、そういうデータの話を知りたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○竹中会長

皆さんの名前が挙がりましたから、自由に、どうぞ。  
では、工藤さんから、お願いいたします。

○工藤社会的投資推進財団常務理事

ありがとうございます。

外部資金を調達するものとししないもの、どう分けているかというところなのですけれども、シンプルに、外部資金を調達しなくてもできる事業者であれば要らないのです。例えば、きちんと財務基盤のある大きな企業さんが、ここで言うDPPヘルスパートナーズのところをとったとすると、3年、5年にわたって、もしくはもっと長い期間にわたって、成果が払われるか払われなかわからないリスクをとれますという場合は、わざわざ金融機関などを引っ張ってこなくてもできるというところかと思います。

2点目、中間支援の役割ですけれども、これはきちんとそれこそデータが整って、成果指標なりが標準化されていくと、だんだんと中間支援の役割が小さくなっていくかと思えます。イギリスでは、既に、例えば若者の就労分野で言うと、イギリスの厚労省のほうでも公募の要綱をつくって、こういった成果を出せる方、手を挙げてくださいというところ、評価指標まできちんと作って、それを公募にかけて、70団体が手を挙げてということが始まっています。今、そこも中間支援側でかなり一緒に作り込んでやっていますが、そこを自治体側のほうで担っていく、もしくは行政側で担っていくことができる、中間支援の役割は小さくなっていくかと思えます。

取り急ぎ、私はからはその程度です。

○越智副大臣

ありがとうございます。

○竹中会長

奥田さん、お願いいたします。

○奥田神戸市企画調整局担当局長

データにつきまして、私たちの資料の5ページにあります評価基準で、評価をする際にデータが非常に重要になってきます。このデータは、今、神戸市が持っているレセプトのデータとか、種々あるのですけれども、評価に当たって客観的に、誰が判断してもこの評価だねという結果を出すためには、あらゆるデータというか、より客観的に判定できるデータを集める必要があります。その点はまだ十分ではないだろうなど。あと、データがあってもそれをしっかり分析できる方、学者なり研究者が必要であって、



その部分もまだ十分ではないのかなと感じておりました、データと人、そこをしっかりと支援いただきたいという趣旨で考えてございます。

○竹中会長

金子さん、お願いいたします。

○金子法務省大臣官房審議官

法務省でございます。

この推進計画を策定するに当たっても、そういう御指摘もいろいろございましたが、現在は再犯率なども再犯する者の年齢別、それから、罪種別ですね。例えば高齢者の窃盗犯に再犯が非常に多いとか、あるいは、比較的再犯率が高いものに例えば薬物事案とか、こういうものが何%かというデータは持ち合わせております。それから、性犯罪者、あるいは薬物事犯とか、それぞれに応じて更生プログラムも別々に持っているということで、そういう取り組みは進めています。

今後、この問題について、例えば成果ということを目指して取り組む必要が、この仕組みには出てくると思うのですけれども、一定のプログラムを施した受刑者と、そうでない者との比較が日本においてうまくできるのだろうかとか、あるいは、再犯に至る要因が、環境などもありますので、非常に複雑多岐になっています。例えばプログラムを受けたことと再犯率の低下との因果関係、きちんと受けた人と、その人の中からどのくらいの率の人が再犯をしたかというデータはこれからはずっととれると思うのですが、それとの間の因果関係がきちんと立証できるのかというあたりはなかなか今後難しいと思っているところでございます。

○越智副大臣

ありがとうございます。

今のお話を伺って、ビッグデータが活用できるものがどれだけあるかというところが勝負だと思います。ですから、これは政府全体といいますか、社会全体の課題ですけれども、認識をさせていただきました。

また、法務省の御説明を伺いながら、多分、健康・医療分野はビッグデータ化とか、情報データ収集ということについて、今までずっと取り組んできたわけですけれども、こちらの世界は今まであまり考えたことがない世界だと思うのです。これからのデジタルライゼーションの世界の中で、そういう意味では、法務省の所管の分野についても個人個人の情報が、もちろん個人情報保護される中で、しっかり確立できるような御努力をいただきたいと思いました。

○竹中会長

ありがとうございます。

デジタル・ガバメントの議論をしているわけですから、まさにそこと直結してくるといふ御指摘なのだと思います。

今の副大臣の話とも絡むのですが、今日の議論の中で補助がどういう形で必要なのか、それが適正なのかということと、あとは単年度主義の問題。要するに、複数年度にやらなければいけないという問題があったと思うのですけれども、厚生労働省がモデル事業の取り組みを進めているという、このモデル事業は何年の契約になるのですか。

○本多厚生労働省総合政策・政策評価審議官

こちらは単年度でございます。

○竹中会長

これは複数年度契約とか、そういうこともぜひ視野に入れて、モデル事業だから、まさにモデルでなければいけませんので、複数でやれるか、ぜひ御検討をお願いしておきたいと思います。

それと、先ほど工藤さんから地方創生推進交付金でも同様の問題があるという指摘があって、それもいろいろなところから聞いているのですけれども、今日は時間がありませんのでそれ以上議論しませんが、事務局のほうで厚労省、法務省、内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部にヒアリングして、複数年度契約を行っているか、行っていないのであれば、その理由があるのかとか、ヒアリングをして報告をさせていただきなかと思えます。この財政制度と政府の契約、これはコンセッションにも関係して、福田補佐官は大変知見があると思えますので、事務局をサポートして、よろしくお願ひしたいと思えます。よろしいでしょうか。

○宇野日本経済再生総合事務局次長

承りました。

○福田大臣補佐官

承知しました。

○竹中会長

それでは、次の質問なのですけれども、政府が成果指標支払い条件について、標準化を通じて自治体の負担を軽減することの必要性、これは明らかなのですけれども、政府の中の誰が取り組むのかという問題がどうしても出てくる。

経産省はとても前向きに提案をしてもらっています。その中で、政府全体でSIBに関する検討の司令塔が必要だという御意見も複数の方から出ました。私は経済産業省が司

令塔になるのもよいと思うのですけれども、具体的に、例えば政府の中でどのような組織が司令塔を担うべきだとお考えになるか。これは例えば江崎さん御自身はどのようにお考えになりますか。

○江崎経済産業省商務・サービスグループ商務・サービス統括調整官

ありがとうございます。

実は今までの議論の中にほとんど答えが出ていまして、SIBがうまくいくかどうかというのは、後づけで評価がぶれないということです。これは絶対条件です。後で四の五の言って評価が変わると、これは成立しません。

もう一つは、予算的に申し上げると、先ほど私が説明した図にあるように、例えば4年間、200という予算がかかることを前提に制度設計しますので、自治体は4年間その予算を確保し続けなければいけないのです。その部分が、私も自治体にいたときに、余った部分、ないしは使わなかった部分を留保するような仕組みが要るのだろうと。恐らく、そういう制度をちゃんと作れるところでない、司令塔になり得ないかと思っています。

したがって、まさに客観的な評価の指標を固定する。それから、自治体において毎年の予算を固定する。この2つが司令塔の絶対条件になるかなと思います。

以上です。

○竹中会長

司令塔の絶対条件。そうすると、予算、財政、そういう司令塔にふさわしい組織でなければいけないということなのですが、先ほどもありましたけれども、内閣府の役割が当然重要になってくると思うのです。今日は田和統括官においでいただいているので、大きな問題ではあるのですけれども、御意見をお伺いしておいてよろしいでしょうか。

○田和内閣府政策統括官

越智副大臣を前に私が勝手にしゃべっていいのかという問題はありますが、今の話を聞きますと、私の部署の問題にかなり近いということは、これは私も思うところです。

今の議論で、何点かのアプローチを既に我々自身もやっています。例えば財政健全化の観点でいけば、インセンティブとしてどういう形でこの予算の仕組みが活用できるのか、それから、まさにこの民間委託という形で行政の効率化をどのようにやれるのか。そういった点、幾つものアプローチの仕方はあるわけですが、先ほどお話がございましたように、評価、それから、その元になるエビデンスですね。こういったところが大きな課題になるだろうなというのが1点目です。

2点目が、単年度予算というところの予算制度で、先ほど評価は絶対的評価と言われましたが、複数年度ではなくて単年度でみる場合、ある程度曖昧さを残したまま、成功

報酬というところにどうやったら突っ込んでいけるのかという問題もあるかなと思っています。

この司令塔なるものがどこかに必要だという議論もわかりますが、片方で、我々の今の部署で言えば、今、言ったようなところの基盤が、先ほどもPPP/PFIの部署自身、まず絶対的に人的パワーが足りないという御指摘をいただいたところでございます。ここで即答はなかなか難しいのですけれども、私の所掌のところはこの話があるだろうなということだけは非常に身にしみて感じているところでございます。

○竹中会長

ありがとうございます。

本当に私も内閣府で仕事をさせていただきましたけれども、各省庁からたくさんの人に来ていただいて、なかなか人集めも難しいところで、田和統括官のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、何とかしないといけない問題でもあって、先ほど、これは自治体にも絡むので、自治財政局でもいろいろこれから勉強するとおっしゃってくださっていますけれども、各省庁力を合わせて、内閣府に近いところで越智副大臣にも御尽力をいただいて、この議論は大変難しいからこそ、今日結論が出る問題ではありませんけれども、引き続き、ぜひ、俎上に乗せるということで進めていきたいと思います。

とにかく成果連動型公共サービスや民間委託の仕組みの標準化、情報教育が必要である。そして、省庁を横断する取り組みですので、先ほどのような改革のインセンティブのような制度も必要だし、そして、司令塔も必要だと。そのフォローアップをぜひ今後していきたいと思います。

これは次期成長戦略でどういう書き方ができるかですけれども、再生事務局においては経産省、内閣府、総務省などの関係府省の意見を聞きながら、ぜひ御検討を進めていただきたいと思います。政務におかれましても、この点、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、私からの質問は以上ですけれども、この成果連動型の公共サービス、民間委託、財政の貢献という観点で、これは経済財政諮問会議にも関係することではないかと思しますので、先ほどと同じように事務局から、今日御欠席ですけれども、高橋議員にお伝えいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○宇野日本経済再生総合事務局次長

はい。

○竹中会長

それでは、幾つかの宿題をお願いしましたけれども、コンセッションと並んで、この

テーマは大変重要ですので、議論を進めていきたいと思ひます。

工藤さんには、このテーマを取り上げる際には今後も有識者として必要に応じて御参加をいただければと思ひます。お願いできますでしょうか。

○工藤社会的投資推進財団常務理事

承知しました。

○竹中会長

よろしくお願ひします。

今回、このテーマを議論する中で、国の制度、地方の制度の錯綜の問題でありますとか、単年度、複数年度の問題、改革を進める上で、これは古くて新しい問題、しょっちゅう出てくる問題で、改めてこういうものがあるということを強く印象づけられました。

恐らくコンセッションでの議論の際と同様に、この仕組みを使おうとする現場では、制度の問題に直面しながらも、制度の変更なんてどうせできないよなと思ひて、無理にできることだけをしてしまう、あるいは断念してしまうことが多いのではないかと思ひます。先ほど工藤さんの提起にあった生活保護の事例などもそういうことなのかと。そういう事例を見るにつけても、ぜひ、妥協せずにあるべき仕組みをつくって行って必要であれば制度を見直すような議論をつくっていく。それが本当の意味での成長戦略なのだと思います。

今後、ぜひいろいろなケースを工藤さんに教えていただきたいと思ひますし、各省庁におきましても、今日、議論したことを踏まえて、これから新しい問題に取り組むという姿勢で、御協力をお願い申し上げたいと思ひます。

特に御意見はございませんでしょうか。

では、事務局にお返しします。

○宇野日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

予定の時間も近づいてまいりましたけれども、最後に越智副大臣から何かございますでしょうか。

○越智副大臣

本当に今日は熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。

第一部では各省からPPP/PFIの取り組みについて説明をいただいたわけですが、第二部ではSIBについて、特に今日は神戸市さん、また、SIIFさんに来ていただいてお話をいただきまして、参加している皆さん、一様にこのSIBについての御理解が深まって、重要性についても改めて認識を深めて、これからの可能性も感じられたのだと思ひ

ます。この新しいスキームの推進に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

今日御議論いただいた課題につきまして、関係各府省の皆様におかれましては、しっかりとまた検討を深めていただくように、これからお願いをいたします。

今日の議論も踏まえまして、今後次期成長戦略の策定に向けて、さらなる議論を深めてまいりたいと思っていますので、竹中会長、また、関係府省も皆様には、引き続きの御協力をお願いして、御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○竹中会長

ありがとうございました。

○宇野日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

この後、今日の会議の内容につきまして、事務局からブリーフィングさせていただきます。また、後日発言者の確認を経た上で、議事要旨を公開いたします。皆様の御協力をお願いいたします。

本日はどうもお忙しいところ、ありがとうございました。